

金沢地家裁においては、5月4日に緊急事態宣言の期間が同月31日まで延長されたことに伴い、期日等の実施を見送っておりましたが、同月14日に、石川県に対する緊急事態宣言が解除されたこと及び事態が長期化してきている中での迅速な裁判の要請や早期の権利実現の必要性等を踏まえ、事件や手続の性質、早期に判断を示す必要性、当事者の意向等を考慮した上で、裁判手続の一部を、準備が整い次第、順次再開していくこととしたのでお知らせします。

また、実施する期日は、今後の情勢を踏まえて拡大される場合があります。

新たな期日については、指定され次第、担当部から連絡があります。ご不明な点があれば、担当部にお問い合わせください。

なお、手続の再開に当たっては、いわゆる「3密」を避ける等、引き続き感染防止のための措置を適切に講じていきます。